

# 日本海地域における在日朝鮮人の形成課程〔Ⅲ〕

## 内 藤 正 中

1. 戦前期の在日朝鮮人
2. 戦前期島根県の在日朝鮮人（以上本誌11号）
3. 戦後期島根県の在日朝鮮人
  - (1) 帰国引揚げ
  - (2) 在日本朝鮮人聯盟島根県本部の活動
  - (3) 益田事件
  - (4) 在日本朝鮮人聯盟島根県本部の解散
  - (5) 在日本大韓民国居留民団島根県本部の結成（以上本誌12号）
  - (6) 朝鮮人学校の閉鎖（以下本号）
  - (7) 在日朝鮮統一民主民族戦線の活動
  - (8) 在日本朝鮮人総聯合会の結成

### (6) 朝鮮人学校の閉鎖

昭和23年（1948）1月24日、文部省学校教育局長は都道府県知事に宛て、「朝鮮人設立学校の取扱について」を通達した。そこでは、連合国総司令部の方針で朝鮮人も日本の法令に従わなければならないとされた以上、朝鮮人子弟は日本人と同様に、市町村立または私立の小学校、中学校に就学させなければならないとし、朝鮮人による私立の小学校、中学校を設置する場合は、学校教育法の定めるところに従って、都道府県監督官庁の認可を受けなければならないこと、学齢児童生徒の教育に対しては各種学校の設置は認められないこと、朝鮮語等の教育を課外で行うことは差支えないこと、などを明らかにしていた<sup>(1)</sup>。

文部省では、前年の22年4月12日付学校教育局長通達でもって、「一応朝鮮人の児童についても日本人の児童と同様、就学させる義務があり、かつ実際上も日本人児童と異なった不利益な取扱をしてはいけない。しかし義務教育を強制することの困難な事情が一方的にあり得るから、実情を考慮して適切に措置

されたい」「朝鮮人がその子弟を教育するため、小学校または上級の学校、もしくは各種学校を新設する場合に、府県は認可して差支えない」と<sup>(2)</sup>いつていた。したがってここでの新しい局長通達は、朝鮮人学校に対する180度の方針転換を意味する内容となる。

日本政府は朝鮮人学校政策を転換させたものは、在日朝鮮人とりわけて朝鮮人聯盟を、占領政策遂行に対する妨害者としてとらえ、「民主主義朝鮮国家の発展と世界平和に貢献する愛国者養成」を目的とする朝鮮人聯盟の民族教育を抑圧しようという占領政策であった。昭和22年（1947）10月13日付連合軍司令部民間情報教育局文書は、「朝鮮人諸学校は、正規の教科の追加科目として朝鮮語を教えることを許されるとの例外を認められるほかは、日本のすべての指令に従わしめるよう日本政府に指令する」とした。<sup>(3)</sup>

1月24日付の文部省学校教育局長通達は、2月15日に全国都道府県で一斉に朝鮮人学校責任者に伝達された。これに対して朝鮮人聯盟は、「在日朝鮮人の民族教育に日本の法律を無理に適用しようとすることは、歴史と現実を無視したやりかたである」と強硬な非難声明を発表し、3月には朝鮮人教育対策委員会を設置して、<sup>(4)</sup>反対運動の指導と中央交渉にあたった。朝鮮人聯盟では、在日朝鮮人教育の特殊性を認め、朝鮮人の教育はその自主性に任せるよう主張したのである。朝鮮人教育対策委員会による『在日朝鮮人教育の実情』は次のように述べている。

「帰国を思いとどまった朝鮮人の最大の関心は、子弟の教育であった。文盲であることを強いられ、またそのためになお一層のべつ視と迫害を受けてきた人々にとって、子弟だけは勉強させたいという熱意は、到底義務教育になれている日本の為政者の想像できるところではない。しかし、このしいたげられてきた朝鮮人民の欲する教育は、決して日本の文部省の施す教育ではなかった。……人間として幸福な暮らしをさせたい意欲があればこそ、朝鮮人は朝鮮人の手で学校をつくり、朝鮮語による朝鮮の教育を受けなければならぬと考えたことに、<sup>(5)</sup> どうして無理があり矛盾があるだろうか。」

文部省との交渉で朝鮮人教育対策委員会は、(1) 教育用語は朝鮮語とする、(2) 教科書は朝鮮人教材編纂委員会で作くり、総司令部の検閲を得たものを使用する、(3) 学校の経営管理は学校管理組合が行う、(4) 日本語を正課として

採用する、以上4項目が承認されるならば、私立学校としての認可を申請する用意があることを表明したが、日本政府は容認しなかった。そして新学期がせまった3月31日にまず山口県で、次いで4月8日に岡山県で、同10日には兵庫県で、同12日には大阪府、同20日に東京都で、それぞれ朝鮮人学校閉鎖命令を通告した。これに対して在日朝鮮人は激しい抗議行動を組織することによって山口、岡山の両県では閉鎖命令を延期させ、兵庫県では撤回をさせたのであった。<sup>(6)</sup>

兵庫県では24日の知事交渉を通じて、学校閉鎖命令の撤回、学校明渡しの延期、朝鮮人学校を特殊学校として認可することについては双方から委員を出して協議する、検束者を即時釈放することなど、朝鮮人側の要求を全面的に認めさせた。それは在日朝鮮人の民族教育についての権利を県知事が承認したということで、画期的な意味をもつものであった。<sup>(7)</sup>ところが兵庫地区軍政部司令官は、同日夜半になって非常事態宣言を発し、兵庫県知事の閉鎖命令撤回を無効とするとともに、朝鮮人の一斉検挙を強行したのであった。そして26日には第8軍司令官アイケルバーカー中將が、神戸事件関係者を軍事裁判に起訴することを指令し、その声明は各地区軍政部発表というかたちで、全国に広く周知が図られていった。<sup>(8)</sup>また大阪では、23日に15,000名が府庁に押しかけて警官隊と衝突した。そして26日には、知事交渉中の代表団に対して、軍政部長が交渉打ち切りを勧告するとともに、群衆の即時解散を命じたことから、群衆と警官隊が衝突して、16才の朝鮮人少年が警察官によって射殺される事件が起った。

全国各地で起った朝鮮人学校閉鎖問題の事態收拾をめぐる、協議をかさねていた文部大臣と朝鮮人教育対策委員会代表者との間では、5月3日夜になって、下記2項目を内容とする覚書が調印され、朝鮮人学校問題は一応の妥結をみるのであった。すなわち、

- (1) 朝鮮人の教育に関しては教育基本法と学校教育法に従うこと。
- (2) 朝鮮人学校問題に関しては私立学校としての自主性の認められる範囲内で、朝鮮人独自の教育を行う前提のもとに、私立学校としての認可を申請すること。

そして文部省は、5月6日付で学校教育課長から各都道府県知事に宛て、覚

書とともに通達を発し、覚書のいう「私立学校としての自主性の認められる範囲内」とは、次の内容を意味するものであることを明らかにした。

- イ. 朝鮮人自身で私立の小学校、中学校を設置し、義務教育としての最少限度の要件を満し、その上は法令に許された範囲内において、選択教科、自由研究、および課外の時間に朝鮮語で、朝鮮語、朝鮮の歴史、文学、文化等、朝鮮人独自の教育を行うことができる。ただしこの場合、教科書については、連合国軍総司令部民間情報教育部の認可を受けたものを用いる。
- ロ. 義務教育を受ける傍ら、放課後または休日等に、朝鮮語等の教育を行うことを目的として設置された各種学校に在学させて、朝鮮人独自の教育を受けさせることも差し支えない。

なお、既設の朝鮮人学校については、「認可申請があった場合には、設置基準に合致しているかどうかを直ちに審査の上、すみやかに認可し、授業の再開についてできるだけ便宜を与えること」とした。<sup>(4)</sup>

文部省学校教育局長通達にもとづき島根県教育民生部学事課では、朝鮮人聯盟島根県本部に対して3月末日までに私立学校の認可を申請するか、閉鎖するか<sup>(5)</sup>の回答をせまったが、朝鮮人聯盟側は学校の代表ではないとあって、回答することを拒否した。

「日本国内にある朝鮮人小学校の処置について、完全な規格をととのえた私立学校として再発足するか閉鎖か、現在各地で在日朝鮮人間に問題になっているが、本県でも去る31日を以て、規定の設備と適格審査終了の先生を持ち、日本の教科書で日本教育法による規格を備えて私立学校を申請するか、閉ざして児童は全部日本人学校に入学させるかを、朝鮮人連盟代表と懇談した結果、一応閉鎖に決ったが、教育に関しては生徒と父兄の承諾なくして、これを受入れることはできぬ、連盟の代表はこの限りにおいて代表ではないと、改めて県教育課に申入れてきた。松江市は日本人学校に入学するもようだが、全県的には両者の了解がつくのは日時を要するもよう。」<sup>(4)</sup>

以上の報道は昭和23年4月21日の新聞記事であり、3月末までには解決していないことを明らかにしている。そしてこの新聞記事の限りでは、「両者の了解がつく」ような解決方法が予想されていた。しかし現実にはそうした予想に反して、島根県学事課は5月4日付で朝鮮人学校に対する閉鎖命令を、朝鮮人

聯盟の宋良鎬ほか5名を招いて申し渡した。<sup>(43)</sup>これに対して朝鮮人聯盟は、5月7日の12時に県下から5,000名の朝鮮人を松江市の雑賀小学校に集めて、「朝鮮人教育不当干渉反対」の市内デモ行進を行って抗議行動を実施すると発表した<sup>(44)</sup>のであった。ただしこのデモ行進計画は「都合により」中止となる<sup>(44)</sup>。

島根県教育民生部長名による閉鎖命令は、必ずしも厳重に実施されたとはいえないようである。7月27日の新聞には、「表面上閉鎖されたことになっているが、事実上授業を継続している」と報じられている。

「去る3月末閉鎖命令をうけた県下の朝鮮人学校は、表面上閉鎖されることになっているが、事実上授業を継続しているとの情報があったので、県学務部ではこのほど、朝鮮人連盟支部に対して厳重注意を与えた。右に対し連盟では、たまたま夏休みを前に夏休み学習上の注意を与えるために、児童を集めたまでのことで、継続的な授業は行っていない、と積明した。県では、更に学務部へ責任者の出頭を求めて協議するが、県としてはどこまでも閉鎖の方針で臨む模様である。」<sup>(45)</sup>

このため7月27日には、島根県学事課は朝鮮人聯盟を招いて、朝鮮人学校について「諸条件が完備されたら認可されることになるだろうが、現状の学校ではとても認可の対象としてはむずかしい、一日も早く施設、教科などの諸点で、日本人学校と同じ完備したものが作られることを希望する」と申し入れた。<sup>(46)</sup>この後に島根県は、9月8日付で教育民生部長名の閉鎖命令を朝鮮人学校に発しているが、実際は無視されて1年後の昭和24年11月まで朝鮮人学校は県下では存続するのである。

昭和24年5月29日、浜田市の松原小学校運動場を会場にして「県下在留同胞大運動会」が開催された。主催したのは朝鮮人聯盟、朝鮮民主青年同盟とともに、教育者同盟県支部であり、「5.30間島事件第19周年記念日を迎え、事件の意義を知らせ、今後の斗争に寄与させながら、同胞の慰安を企図したものであった。」<sup>(47)</sup>

しかしながら、9月8日には朝鮮人聯盟に対する解散が命令される。10月12日の閣議で「朝鮮人学校の処置方針」が決定され、朝鮮人の義務教育は公立学校で行う原則が確認された。そして翌13日の通達で、文部省は「朝連が解散せ

られており、設立者を喪失した学校であり、すでに廃校とみなされ、すべて閉鎖命令を発する」と強硬措置の実行を指示した。

こうして10月19日午前8時を期して、全国の朝鮮人小・中学校 239 校に改組が通告され、90校に閉鎖通告が行われた。<sup>(13)</sup> 鳥根県下では、出雲（生徒数64人）、浜田（61人）、江津（60人）、益田（126人）、柿木（28人）にある5校に対して、19日午後3時に一せいに解散勧告を行い、解散をしない場合には2週間以内に認可申請するように申し入れた。鳥取県内では、西伯郡大篠津村の旧美保航空隊跡にある朝鮮人学校1校で、同校に対しては閉鎖を命令、午前10時50分に閉鎖を終了した。<sup>(14)</sup>

次いで11月4日に第2次措置が行われ、改組を通告した学校のうち申請書を提出した106校のなかから、小学校中学校の各1校を認可しただけで、未申請の132校を合せて237校を不認可とした。<sup>(15)</sup> 鳥根県下の状況については次のように新聞に報道されている。

「先月19日鳥根県では、政府指令に基き県下の朝鮮人学校に対して一せいに解散勧告を行ったのに対し、各学校は許可申請をしていたが、4日午後2時、県では次のように強制閉鎖を行うよう発令、地方事務所を通じてそれぞれ伝達、接收に入った。

小学校の財団法人設立許可申請中の江津、美鹿各財団法人朝鮮人小学校、出雲朝鮮人小学校管理組合は、文部省が2日付で不許可。

学校設置認可申請中の江津、出雲各朝鮮人学校、朝鮮人美鹿小学校、浜田朝鮮語学校の4校は、3日付で知事不認可とす。

従ってこの4校（柿木分校は認可申請が出ていないためこれは含まない）は強制閉鎖され、所属の財産または使用物件のうち、以前に解散を命ぜられた朝鮮人連盟、民主青年同盟の財産と認定されたものは保全のため県接收となり、朝鮮人生徒、児童は日本人学校に収容されるが、生徒数は出雲64、浜田61、江津60、益田126、柿木28、計339名で、県教委では原則として各生徒の学区の日本人学校へ収容するようにしているが、教室の都合などで教委支局長及び市町村長の裁量で学区外の学校へ収容する生徒もある。なお県地方課で現在接收を考えているものは次の通り。

朝鮮人美鹿小学校一校舎、備品

柿木分校一机、イスなど備品

出雲朝鮮人小学校一机、イスなど備品

浜田朝鮮語学校一机、イスなど備品」<sup>(16)</sup>

「江津 午後3時学校代表者が同書をうけとり同4時閉鎖、接収を完了。  
出雲 集団入校の点で押問答がくりかえされたが、午後4時20分閉鎖、接収完了。  
柿木 午前10時40分美鹿地方事務所係官が現地に赴き、午後0時40分平穩裏に接収。  
なお残された浜田、益田の両校は4日午後4時半現在なお閉鎖接収中で、浜田はこれに反対してガラス1枚がこわれ、益田は財産接収は延期してもらいたいと申入れを行ない、強硬態度を示していた。」<sup>(63)</sup>

この学校接収にあたり、接収を妨害した事件として、全国的に2件があり、福井で9名、浜田で4名が検挙された。<sup>(64)</sup>

朝鮮人学校の側では、旧朝鮮人聯盟幹部が呼びかけて、11月1日と2日の両日、富山市で対策会議を開催して、「学校を公立分校とし、朝鮮人教師の採用と、朝鮮語、朝鮮歴史を正課とせよ」という要求を全国一斉に提出することを決定した。また文部省では、11月1日付次官通達「公立学校における朝鮮語等の取扱について」でもって下記4項目を指示した。

1. 公立小学校において、朝鮮語、朝鮮歴史は正規の授業時間外とすべきこと。中学校では外国語として教えることができる。
1. 公立学校に収容した生徒・児童のために、余暇に朝鮮語、朝鮮歴史を教え、私立の各種学校を別に認可をうけて設けることは差し支えない。
1. 教員の資格ある朝鮮人は、文部省として公立学校の校長、分校主事以外の教諭、助教諭、講師に採用することは差し支えないと考える。
1. 収容すべき朝鮮児童・生徒は、一般の学級に編入することは適当であるが、学力補充その他やむを得ない事情のある時は、当分の間特別の学級または分校を設けることも差し支えない。<sup>(65)</sup>

11月4日付で、島根県下の朝鮮人学校は閉鎖された。朝鮮人聯盟と朝鮮民主青年同盟が解散させられた後では、女性同盟が中心になって学校問題に対処していった。美濃郡都茂村の学校も女性同盟が前に出て存続のための運営にあたったといわれているし、出雲の女性同盟は市当局に抗議して下記5項目の申し入れを行ったことが、『解放新聞』に報道されている。申し入れの内容は、前述した富山会議の決定に即するものであり、文部次官通達にも対応する。

「島根県出雲では学校問題に関し、女盟員と父兄達が連日関係当局に抗議した結果、

1. 児童60名は日本学校に7日から集団入学さす。
2. 朝鮮語等特殊課目を置く。
3. 朝鮮人教員2名を採用する。
4. 朝鮮語教育のため特別教舎を提供する。
5. 7日に集団入学と同時に之を実施する。」<sup>(67)</sup>

これらの要求が実現できたかどうかはわからない。文部省は在日朝鮮人に対して、公立学校に転入学させて「日本人と区別しないで」教育することを原則とし、そのワク内で部分的に朝鮮人としての民族教育を認めることにしたわけだが、それは、日本政府による同化教育の制度化といわなければならないものであった。

昭和27年（1952）から、在日朝鮮人対策は転換する。すなわち、27年4月28日の対日平和条約・日米安全保障条約の発効と同時に、外国人発給法も施行され、在日朝鮮人は一般の外国人と同様に取扱われることになった。このため文部省は、昭和28年（1953）2月11日に初等教育局長による「朝鮮人の義務教育学校への就学について」の通達を発し、これまでの日本人と同様にするとしてきた就学義務制を廃止するとともに、同化教育を条件に入学の便宜を図るようにと指示した。

こうした状況変化のなかで、島根県下でも、在日朝鮮人の民族教育を守り発展させてゆく取り組みが再び活発化していった。浜田では夜間学校のために旧高校校舎を継続使用することについての市教育委員会交渉が、県教組の日本人教師との共同斗争ですすめられた。益田の夜間学校では学校建設委員会が設置され、境港の女性同盟は生活学校を開設し、さらに朝鮮人小学校建設のための募金運動に取り組んでいったことなどが、『解放新聞』紙上にみることができるのである。

「島根県下に居住する6千余名の同胞は、自己の子弟に対する民族教育実施のため、今何時もより活発な闘いをしている。即ち過ぎた7月20日には張先生を迎え、先ず朝鮮民族舞踊と音楽にて愛国心を喚起させ、これを契機に少年団の組織を強化し、文工隊組織、夜学実施、文化祭等、広はん組織をした。このような過程をへて、特に継続的な



国語学習を行うことができる校舎の必要性を感じ、臨時に使用して居った前の浜田高等学校校舎を、私達の学校が出来るまで継続使用させよとの要求を、浜田市教育委員会に申し要求して来た。

これに対し県当局は、市教育委員会が責任を持てば継続使用さす用意があるというのにもかかわらず、市当局は9月7日、校舎の使用禁止を命じた。憤激した学校父兄40余名は、7日午後、市教育委員会に厳重に抗議するとともに、8日には継続100余名が抗議に動員された。

当局者達は文書にて回答するという口実のもと、会見を忌避し、動員された武装警官30余名は、朝鮮人がなんのために日本に居るのか、すぐ帰れ、との暴言をしながら代表達を押し出した。このような暴言に憤激した同胞は、一層強力な斗争をくむ一方、日教組との共同斗争を積極的に推進した。

この激発された斗争の中で、浜田、益田の夜間学校は継続されて居り、益田地区では学校建設委員会が設置される等、民族教育を守ろうとの同胞達の力強い声は日増しに高まっている。」

「鳥取県境港女性同盟支部主催にて、過ぐる2日（1月）から境町、中野村、崎津村の3ヶ所に生活学校が開設されたところ、毎日夜7時になれば、赤ちゃんを背おった母様達が本の風呂敷を抱え学校に集まり、国語の勉強に励んでいる。又この全同胞は、特に女性同盟では、自分の子弟を立派な共和国の公民に育成するため、朝鮮人小学校建設に猛運動を展開している。女性同盟では生活必需品等を行商し、学校建設資金を募集している。」

#### <注>

(1)(2) 森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』p. 95, 95.

(3) 昭和23年（1948）4月23日に発表された東京軍政部の声明は、朝鮮人学校をアメリカ占領軍がどのようにみていたかが明らかである——「朝鮮人社会の代表者をもって自任している一部の利己的な人々は、かたよった政治的野心をとげようとしている。これらのいわゆる指導者は、かれらの国民や価値ある教育を受ける権利と資格のある朝鮮人子弟にとって、ためにならないことをしているものである。基本的教育標準を無視して、過激な理論を吹きこむために設立した<政治学校><社会思想学校>のごときは、社会的に支持する価値のなきものである」（外務省政務局特別資料課『在日朝鮮人管理重要文書集』p. 125）。

アメリカ占領軍が在日朝鮮人の民族教育を弾圧する政策に転換した背景について、小沢有作氏は「ひとことでいえば、朝鮮人民の民族独立と民主主義をめざしたたかひの高まりが、アメリカ帝国主義の朝鮮侵略戦争の障害となったからであり、副次的には、日本占領の妨害となってきたからである」と指摘している（『在日朝鮮人教育論』p. 215）。

- (4) 姜徹『在日朝鮮人史年表』p. 262.
- (5) 朝鮮人教育対策委員会「在日朝鮮人教育の実情」(『近代民衆の記録』第10巻所収) p. 368.
- (6)(8) 真相調査団「朝鮮人学校事件の真相」(『近代民衆の記録』第10巻所収) p. 373, p. 374~385.
- (7) 朝鮮総聯はこの日を「4・24教育斗争記念日」としている。
- (9) 神戸教育斗争に対する第8軍司令官アイケルパーカー中将の声明は、島根軍政部から発表されて新聞に掲載された——「4月24日土曜日約1千名の朝鮮人は、神戸の県庁の外に集まり、知事、市長、警察署長は会議に立会うべく余儀なくされた。これら日本人役員に対する朝鮮人の不法行為および攻撃によって、彼等は次に関する要求を黙認するよう知事に強制した。
1. 学校諸規則に反する不法行為によって監禁されている朝鮮人を解放すること
  2. 解放された法律違反者を起訴しないことに同意すること
  3. 朝鮮人学校に関する裁判所命令を発しないこと
  4. 前記の要求をする朝鮮人に対し何らの敵対行為をなさないことに同意すること
- 私は脅迫によってなされた如何なる同意、契約の締結も認めない。この場合の事実は、朝鮮人の示威運動が民間政府をして一定期間、その機能を停止せしめるが如き範囲の暴徒行為に墜落したということである。電話通信の不法切断のために、占領軍当局はキイによる日本人側との連絡不能となった。かかる行為は、占領目的に反するものであり、占領の保安に敵対するものである。米第8軍指令官として、私はある朝鮮人個人の起訴を、軍事委員会あるいは軍事裁判によるよう命じた。命令後如何なる地点において発生すると問わず、かかる破壊的暴力行為とは妥協しないであろう。私は特別に責任のあるすべての団体の指導者に対して責任を問う。彼等の罪は事実真に照合して重課されるであろう」(『島根新聞』昭和23年5月6日)
- (10) 森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』p. 94.
- (11) 『島根新聞』昭和23年4月21日
- (12) 『島根新聞』昭和23年5月5日
- (13) 『島根新聞』昭和23年5月6日
- (14) 『島根新聞』昭和23年5月8日
- (15) 『島根新聞』昭和23年7月27日
- (16) 『島根新聞』昭和23年7月28日。なお当時、島根県学事課に県視学として在任していた山岡栄市島根大学名誉教授は、23年9月8日に美濃郡都茂村の朝鮮人学校に行き、島根県教育民生部長名による学校閉鎖命令を伝達したことを、手帳メモにもとづいて証言している。当時県下には4校の朝鮮人学校があり、他の視学と2校づつを分担したという。朝鮮人学校の閉鎖については、島根県軍政部民間情報局のボ

ーンが県学務課に対して強く要請したということである。

都茂村の朝鮮人学校は、旧避病院の建物を使って開設されていたもので、教員は男2人、女1人で、昼は20人、夜15人くらいの生徒がおり、朝鮮語や朝鮮の歌、片仮名などを教えていたと、美都町在住の崔徳珠氏らが語っている。また、学校閉鎖にあたっては益田の県地方事務所から警察官も同行して来て、机、椅子、黒板などの教具一切を没収して帰ったという。

このように県視学と地元朝鮮人の証言は、都茂に朝鮮人学校が存在していたことを明らかにしているが、24年11月に県から閉鎖された5校は、出雲、江津、浜田、美鹿(益田)、そして柿木の分校であり、都茂の学校は含まれていない。したがって、23年9月の命令で都茂の学校は閉鎖され、他の5校は閉鎖命令にもかかわらず、さらに1年にわたって存続したと考えることができるのではないだろうか。

- (17) 『解放新聞』1949年6月27日。朝鮮語の翻訳は、朴泰永、田鎮珏両氏による。
- (18)(20) 坪井豊吉「在日朝鮮人運動の概況」p. 288.
- (19) 『島根新聞』昭和24年10月20日
- (21)(22) 『島根新聞』昭和24年11月5日
- (23) 『解放新聞』1950年3月23日には、浜田の朝鮮人学校接収にあたり逮捕された4名の朝鮮人に対する第1回公判が、50年3月18日から松江地方裁判所で開廷されたことが報じられている。
- (24) 坪井豊吉『在日朝鮮人運動の概況』p. 289.
- (25) 森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』p. 97.
- (26) 美濃郡都茂村の朝鮮人学校は、閉鎖されたのちは、女性同盟が中心になって学校存続に努力を払ったが、力不足で廃校を余儀なくされたという（美都町在住崔徳珠氏談）。出雲市の場合は、朝聯解散後であるので、合法面で女性同盟が果たした役割は大きかった。
- (27) 『解放新聞』1949年11月11日
- (28) 朝鮮人学校閉鎖後の各府県における「公教育体制内の在日朝鮮人教育」の実態と問題点については、小沢有作『在日朝鮮人教育論』p. 278. 以下に詳細がある。なお、鹿足郡柿木村にあった朝鮮人学校閉鎖後の対策として、柿木村議会では「大峯朝鮮部落に対して分校を置くかどうか」について検討し、椋谷小学校の分校設置の手續きをしておくと村長が答弁している。（昭和25年7月7日、柿木村議会協議会の記録——『柿木村議会会議録』）。
- (29) 『解放新聞』1953年9月24日
- (30) 『解放新聞』1954年1月14日

## (7) 在日朝鮮人統一民主民族戦線の活動

団体等規正令によって、在日本朝鮮人聯盟と在日本朝鮮民主青年同盟が解散させられたのは、すでに記したように、昭和24年（1949）9月8日であった。朝鮮人聯盟は労働組合や民主団体、日本共産党などと提携して活動してきたことは、例えば21年から24年まで開催された各地のメーデーで主催団体となっていることからわかるが、朝鮮人聯盟が解散させられた時点で、労働組合や民主団体、共産党などによる抗議行動や支援共闘などの目立った動きは、島根県下ではみられなかった。鳥取県では、9月24日に米子市で民主団体青年部共同主催の国際青年平和祭が開催され、「朝聯、民青の解散反対」「少数民族弾圧と民族離間策を企図する吉田内閣打倒」を決議している。すなわち、

「9月24日米子市にて日本民青、女性同盟、全通米子支部青年部、県学連等、各民主団体青年部共同主催により、朝・日青年約千余名が参席し、国際青年平和祭を開催した。この平和祭は、朝鮮人に対する弾圧に抗議するため、急に準備されたものであり、席上にて解放救援会鳥取本部下氏、女性同盟鳥取本部崔氏の真相報告を受け、1. 朝聯民青の解散反対、1. 少数民族弾圧と民族離間策を企図する吉田内閣打倒、1. 青年統一戦線の確立を決議し、余興に移り、日本民青の演劇、女性同盟の金日成將軍等の合唱は満場拍手を受け、吉田内閣打倒のため最後まで闘うことを誓って散会した。

又、解放新聞支局では、日本人名士を対象に、「朝聯民青の解散をどのように思いますか」の世論調査を行った。大多数が「<sup>(1)</sup>確実に不当だ」としており、公安委員会も朝鮮人生活問題を討議し善処すると確約した。」

朝鮮人聯盟が解散させられた後の在日朝鮮人運動は、鳥取の例にもみられた「解放救援会」が中心になっていた。同会は正式には在日本朝鮮解放救援会であり、昭和21年（1946）12月20日の首相官邸デモ事件を契機にして、22年1月28日に東京で中央準備委員会が結成され、まず全国27道府県で支部組織がつけられた後、23年6月15日に朝鮮人聯盟中央本部で全国結成大会が開かれ、全国的な統一組織を設立した。活動は「解放運動の犠牲者と前衛闘士」に対する法律・医療・救援の対策であった。<sup>(2)</sup>

解放救援会は、朝鮮人聯盟解散の半年後の昭和25年（1950）2月6日に、朝

鮮人関係各団体に呼びかけて「3・1記念運動実行委員会」を組織し、さらに4月20日には、各地でそれぞれ朝鮮人団体協議会を結成するよう訴えるとともに、同24日に在日本朝鮮人団体中央協議会を設立した。一方で4月4日には、解放救援会、女性同盟その他の団体代表が東京に集会して在東京熱誠者大会を開催、「祖国統一戦取月間中央委員会」を結成した。これは前年の12月24日の朝鮮労働党中央委員会で行われた金日成総書記の「米帝および李承晩との斗争を行ない、祖国の統一戦取を最高目標として斗え」と訴えた演説に呼応して、4月5日から6月末までを「祖国統一戦取月間」とし、全国で100万署名と500万円カンパを決定して運動を推進していった。そしてこの運動は、「4・24阪神教育斗争記念斗争」「5・1生活擁護メーデー斗争」「5・30平和擁護人民大会」「6・10万才運動記念人民大会」など、月間中の相次ぐカンパニア行事を通じて大きく盛り上げていった。

島根県下でも、浜田市で「5・30亡国選挙粉砕浜田支部蹶起大会」が、160名の参加者を集めて開催され、代表を選んで市役所において市長と交渉して、「外国人登録は絶対に悪用しない、朝鮮人強制追放は絶対反対する」と約束させた。<sup>(3)</sup>

鳥取県の米子市で開催された「祖国統一戦線5・30米子市人民大会」には200名が参加し、緊急動議で提出された「現在鳥取県境港では、いわゆる大韓貿易の名目により、セメント、軍需品等が出されているが、この貿易の売国性を日本人民に呼訴すると同時に、積極的な反対運動を展開する」ことを決議したという。<sup>(4)</sup>

また鳥取県西伯郡成実村（現米子市）においても、6月2日に成実村他4カ村の「同胞熱誠者大会」が開催され、朝鮮人会を結成して団結を強化し、生活権を擁護することを決議した。なおつづいて10日にも「同胞蹶起大会」を開催した。<sup>(5)</sup>

昭和25年（1950）6月16日に川崎で開催された在日朝鮮人団体代表者会議では、6月末で終了する「祖国統一戦取月間運動」について、7月1日から8

月15日までを期間とする「祖国統一戦取8・15記念月間斗争」の展開を決定した。あわせて「在日朝鮮民主民族戦線結成中央準備会」の設立が決まり、26年1月9日、東京での結成大会にいたる。いわゆる「民戦」の発足である<sup>(6)</sup>。解散させられた朝鮮人聯盟に代った民戦の綱領は、以下の通りである。

#### 民戦綱領（第1次）

1. われわれは、祖国の完全な独立と一切の外国軍隊が朝鮮から即時撤退することを要求する
2. われわれは、人民の生活権擁護と人格・居住の自由を要求し、財産の剝奪に反対する
3. われわれは、民族文化のための教育の自主性を確保することに全力を尽す
4. われわれは、祖国の統一を妨害する民族分裂策動者と売国分子を掃蕩し、反動分子を打倒する
5. われわれは、日本をアジア侵略の基地とする軍事化に反対し、全面講和条約締結に全力を尽す
6. われわれは、帝国主義侵略戦争のための原子兵器の製造・使用に反対し、世界平和を念願する世界国家を提唱する
7. われわれは、朝鮮民主主義人民共和国を死守する

民戦結成中央準備会の設立は、昭和25年6月25日に勃発した朝鮮戦争に対処して、在日朝鮮人を総結集する合法組織をつくることであった。このことについては、26年4月10日から水戸市で開催された第2回民戦代表者会議においても、「今後民戦は、強固なる祖防委を背後において強化する反面、合法団体として往時の朝連、民青の如く大衆団体として活動することとする。今迄の様に非合法的な行き方をやめ、堂々と看板を掲げ、一般に民戦の組織を認識せしめ、組織の一大強化発展に努める」と性格づけを確認している<sup>(8)</sup>。

民戦時代の在日朝鮮人運動については、僅かに民戦の会議資料と『解放新聞』の記事を通じて、断片的にうかがい知ることができるにすぎない。

昭和27年（1952）5月26日、名古屋市で第6回民戦拡大中央委員会が開催された。この会議では、各府県の民戦代表から活動報告が行われており、島根県の代表は次のように述べている。

「島根県にては、是まで分派の影響で無力な組織状態に落ちていたが、二全大会以後

組織を再整備する一方、強制追放反対斗争を中心とする過程において、大衆に共和国国民の愛国思想を徹底的に浸透せしめ、3・1斗争に昂揚した。そして3・7斗争に総ケツ起し、抗議団を決死的に組織し、その歓送出発の光景は朝・日共斗が如何に完全に実現されて居るかを示すものであった。例をあげれば浜田市に於ては深夜にも拘らず、駅にて日本人数百名が同胞と共に、吉田内閣は朝・日両民族の敵であるとし、感激にあふれた<sup>(9)</sup>歓送大会を催したのである。」

この第6回民戦拡大中央委員会は、日本共産党の「51年綱領」にかかわって、民戦としても極左冒険主義戦術をとる方針を決定、6月25日の大阪吹田事件、7月7日の名古屋大須事件が惹起される<sup>(10)</sup>。しかしながら、コミンフォルム機関紙『恒久平和と人民民主主義のために』の7月4日号で発表された「日本共産党30周年に際して」が、7月15日付『アカハタ』紙上に転載され、日本共産党徳田球一書記長の論文が発表されて戦術転換が明らかになった。このため民戦においても、実力闘争偏向の方針に対する批判が強まり、7月28日から東京で開催された民戦全国都道府県委員会書記長会議では、「一部先鋭分子の焦燥からくるよくない実力斗争が、かえって大衆を遊離させ、わが戦線を拡大強化させることのできなかつた原因であるから、かかる偏向は克服しなければならぬ」と自己批判が行われたのであった。ただし日本共産党は、「51年綱領」路線からの完全な脱却はしておらず、路線転換をした民戦との間には摩擦が生ずることになる<sup>(11)</sup>。同会議での鳥取県からの報告には次のように述べられている。

「県民戦では日本民主団体と連携し、代表者会議を開き、朝鮮戦線の即時停戦・細菌戦反対のスローガンを決定し、共斗態勢を確立している。

党は祖防隊に軍事活動方針を押しつけ、実力斗争に駆り出そうとしている。民戦としては之が善後策を講じている<sup>(12)</sup>。」

次いで民戦第3回大会が、昭和27年（1952）12月18日から東京で開催された。従来<sup>(13)</sup>の会議はすべて非公開・非公然であったが、この第3回大会は初めて公然と開催されたのである。そして同26日、民戦中央は「日朝親善平和月間設定に関する方針」を決定し、(1) 朝鮮戦争の即時停戦の戦取、(2) 日本軍国主義復活の阻止、(3) 日朝親善と日朝両国民の離間策の粉碎、以上3項目をかか

げた。この運動は、「単なる対権力斗争の一つの手段としてだけ理解するのではなく、現在日本国民の大多数が米国反動勢力の欺瞞的な戦争宣伝のため、排外的な反朝鮮思想から脱皮せずにいることを理解し、朝鮮人民と日本国民間の相互親善と平和にあるという点、すなわち民族間の国際的連帯性の強化ということ、とくに理解しなければならない」と述べ、朝鮮人民と日本国民との相互親善と国際的連帯性の強化が特別に強調されたのであった。<sup>(43)</sup> こうして翌28年の1月から2月にかけての日朝親善平和月間での活動は、従来とは異なったものとして展開されてゆくことになる。島根県下での取り組みについてみてゆこう。

「(2月)20日、21日の両日間に益田、浜田民主愛国青年同盟が合流し、約50名が農楽隊を組織して仮装行進をし、戦争反対と日朝親善に多大な感銘と成果をあげた。この日、我が人民共和国国旗を先頭に全市内を示威した。」<sup>(44)</sup>

「(2月)23日、浜田女性同盟では、日朝親善と停戦ビラ 500 余枚を散布し、活発な運動を開示して大きな成果を上げている。」<sup>(45)</sup>

「浜田少年団主催の日朝親善平和祭は、過ぐる(2月)15日、日朝国民 250 余名参集し、舞踊、歌、演劇等を上演し、多大な感銘を与えた。」<sup>(46)</sup>

昭和28年(1953)6月25日、浜田市では「祖国解放戦争3周年記念停戦促進人民大会」が、市公会堂に250名の朝鮮人が参加して開催され、大会後には市内デモ行進が行われた。この日、全国101カ所で45,000名が同様の集会を開き、日本の軍事基地反対、朝鮮戦争の停戦獲得をスローガンにかかげて大衆運動を盛り上げた。<sup>(47)</sup> 浜田での大会は地元新聞が次のように伝えている。

「島根県在留の北鮮系朝鮮人約250名は、6月25日の朝鮮戦争3周年記念日に際して浜田市公会堂に参集、午後1時から祖国解放戦争3周年記念停戦促進人民大会を開いて氣勢をあげた。同大会で在日朝鮮人は、一日も早く朝鮮戦争が終結するための努力をすると、宣言決議案を行った後に街頭に繰り出し、朝鮮戦争をすぐやめろ、アメリカ帝国主義軍隊は撤退せよ、戦争を拡大するための日韓会談を粉碎せよ、日本を第二の韓国にするMSA軍事援助を受けるな、日本の再軍備反対、アメリカや李承晩の裏切りに抗議せよ、などのプラカードをかかげて浜田市内の行進デモを行った。」<sup>(48)</sup>



7月27日には朝鮮戦争の停戦協定が成立する。8月25日から開かれた民戦第11回中央委員会では、新しく祖国の復興建設の問題が取り上げられ祖国復興運動が推進されてゆく。

「民主基地強化の祖国復興運動は、高根県各地の大衆の愛国的熱意の中で進行されており、日本の労働者達もこの事業に多く参加している。特に出雲市に居住する女性同盟副議長は、過ぐる1月7日に自由労働組合を訪問し、祖国復興の趣旨を説明したところ、日本の労働者はこれを高く賛えながら、自発的に695円のカンパをしてくれた。又津和野地区からは農楽隊を組織し、旧正月に大々的な街頭カンパ運動を展開しており、出雲地区アカハタびらきにも、日本国民が1,020円の復興資金を出し、朝・日国民の団結は日増しに固くなって<sup>(1)</sup>いっている。」

なお、8月の民戦第11回中央委員会では、民戦の路線をめぐる内部での対立が顕在化し、民戦を「日本労農戦線の一翼」とする執行部の主張に対して、「民戦はあくまでも民族的立場で民族的権利を擁護するために存在すべきだ」とする批判的見解が表明された。そして中央委員会で決定されていた朝鮮総合大学設置案についても、日本共産党が「民族教育を斗い<sup>(2)</sup>とっているこのさい、大衆の目標を混乱にみちびく」として中止するよう指示し、在日朝鮮人の民族性高揚の動きに歯止めをかけていった。また11月11日から大阪市で開催した民戦第4回全体大会が、共産党の方針である反米・反吉田・反再軍備の「三反斗争」に、反李承晩を加えて「四反斗争」として決議したことに対しても、共産党は「民族的偏見である」ときめつけて撤回を指示した<sup>(3)</sup>という。しかしながら、この指示に対しては当然のことながら朝鮮人の側からする大衆的反発が大きく、さらに昭和29年8月には朝鮮民主主義人民共和国政府の南日外相声明が行われるに及び、民戦による在日朝鮮人運動は、決定的な路線転換をせまられるのであった。

<注>

- (1) 『解放新聞』1949年10月7日
- (2) 坪井豊吉『在日朝鮮人運動の概説』p. 205.
- (3) 『解放新聞』1950年6月13日
- (4) 『解放新聞』1950年6月8日

- (5) 『解放新聞』1950年6月17日
- (6) 民戦の正式名称については、8月28日開催の民戦結成中央準備会で、新組織の名称を「在日朝鮮統一民主民族戦線」とすることを定めたとするによる（高峻石『在日朝鮮人革命運動史』p. 279）
- (7) 高峻石 前掲書 p. 280.
- (8) 『在日朝鮮人団体重要資料集』（現代日本・朝鮮関係史資料第2輯）p. 88. 民戦と性格を異にする「祖防委」は、朝鮮戦争勃発後に日本共産党中央民対部の指導のもとに在日朝鮮青年が組織した「祖国防衛委員会」の略称で、昭和25年11月15日から祖防中央委の機関紙として『新朝鮮』を発刊した。26年1月1日の祖国防衛全国委員会の「在日朝鮮人運動の当面せる斗争方針」では、「祖防委はその性格にかんがみ、自己の活動を大衆団体の活動と明確に分離しなければならない。しかし、その非合法活動を正しく合法活動に結合させるように努力し、また、青年行動隊は自己の活動を敵の暴力から大衆を防衛する活動へ発展させなければならない。さらに祖国防衛の活動は、地域的なゲリラ隊の性格の斗争から脱皮し、大衆を基盤とする組織と行動によって、在日全朝鮮人を祖国防衛斗争に決起させる組織活動でなければならない」と述べ、非合法組織としての活動を合法的な大衆団体の活動といかに結合してゆくかに留意すべきことを明らかにしている（高峻石 前掲書 p. 260）。
- (9) 『在日朝鮮人団体重要資料集』p. 88.
- (10) 昭和27年5月の民戦第6回拡大中央委員会で、日本共産党から提示された「在日朝鮮民族の当面する要求（草案）」、いわゆる「民族綱領」の討議を行った。共産党の新綱領「51年綱領」にもとづく在日朝鮮人綱領であり、そこでは在日朝鮮民族の基本的任務は、「祖国朝鮮から侵略者米帝を追い出し、売国奴李承晩一味を一掃し、祖国朝鮮の統一独立と自由と平和を闘いとること」であると、この基本的任務を遂行するため日本における具体的任務として、「米帝の侵略根拠地を粉砕することであり、日本の反動勢力を打倒することであり、李承晩の手先を一掃することである」と定めた。そのためには、「ややもすると朝鮮だけでことを決しようとする性急なところ」を改め、「日本共産党によって指導される労農同盟を主力とする全国民の力を結集した日本の民族解放民主統一戦線に積極的に参加し、日本国民と固く結合することを知らなければならない」とした。こうして民戦は、極左冒険主義戦術を本格的にとることになる（高峻石 前掲書 p. 288, p. 308 以下）。
- (11) 高峻石 前掲書 p. 289.
- (12) 『在日朝鮮人団体重要資料集』p. 254.
- (13) 日朝親善平和月間斗争は、各地に日朝親善協会を組織してゆき、共産党が指導する日朝共闘組織を強化していった（高峻石 前掲書 p. 293）。
- (14) 『解放新聞』1953年3月6日

- (15) 『解放新聞』1953年3月9日
- (16) 『解放新聞』1953年3月21日
- (17) 高峻石 前掲書 p. 294.
- (18) 『石見タイムス』昭和28年6月27日
- (19) 『解放新聞』1954年2月8日
- (20) 高峻石 前掲書 p. 295, 298. なお、この問題について韓徳銖は、昭和30年3月11日の民戦第19回中央委員会における「在日朝鮮人運動の路線転換について」の報告のなかで、次のように批判している——「教育斗争においては、朝鮮人民の権利の一つである民族教育を守る斗争として組織するのではなく、三反斗争の一環として日本人民との統一行動を強化する斗争として展開しなければならないとの理由で、民族教育を守ろうとする同胞大衆の斗争を抑制した。」(高峻石 前掲書 p.335)

#### (8) 在日本朝鮮人総聯合会の結成

昭和29年（1954）11月8日から東京で開催された民戦第5回全体大会は、朝鮮民主主義人民共和国政府の南日外相が、同年8月30日にピョンヤン放送をつうじて「在日朝鮮人は共和国の公民である」とする声明を発した後という情勢下で開かれたのであった。そして大会直前の10月30日には、朝鮮最高人民会議が南北統一アピールを発表した。南日外相の声明文には次のように記されている。

「在外朝鮮人の正当な権利をまもることは、朝鮮民主主義人民共和国政府のいついかなるときでもかわらない政策である。

朝鮮民主主義人民共和国政府は、日本政府にたいして、日本に居住する朝鮮人に朝鮮民主主義人民共和国の公民としての正当な権利をみとめ、かれらが自分の祖国の自由と統一、独立のために李承晩一味と外来侵略者に反対してたたかう自由を保障し、すでに強制収容した朝鮮人をただちに釈放し、強制追放を中止し、日本における朝鮮人の居住と就業の自由、生命財産の安全および民主主義的民族教育など、いっさいの正当な権利を保障し、不法に没収したいっさいの財産を返還することを要求すると同時に、このよ(1)うな事態がくりかえされないようにするための措置をとることを要求する。」

南日声明は、在日朝鮮人が朝鮮民主主義人民共和国の海外公民としての立場にたつて、また日本の内政に干渉しない立場から運動を行なうことの重要性を

明らかにした。<sup>(2)</sup> それを受けて路線転換の歴史的報告は、昭和30年（1955）3月11日の民戦第19回中央委員会において、かねてより路線転換を主張してきた韓徳銖によって行なわれた。この報告演説は騒然たる反対にあって中断をよぎなくされたといわれているが、その後の在日朝鮮人運動の指針となるものであった。

民戦第6回全国大会は、昭和30年（1955）5月24日、東京浅草公会堂で開催された。大会では、「民戦第19回中央委員会以来、対立していた民戦の路線転換問題に対する意見は、大会の準備過程で韓徳銖同志の意見に統一された」という経過報告ののち、民戦中央書記長から過去の運動の誤謬について自己批判が行われた上で、民戦を解散して新たに「在日本朝鮮人総联合会」を組織することが提起された。<sup>(3)</sup> こうして大会は民戦の解散を宣言して閉会し、翌25日に朝鮮総聯の結成大会を開催したのであった。大会で採択された綱領は、次のように在日朝鮮人運動の目標と課題を明示している。

#### 在日本朝鮮人総联合会綱領

1. われわれはすべての在日朝鮮同胞を朝鮮民主主義人民共和国政府のまわりに総結集し、祖国南北同胞との連係と団結を緊密強固にする。
2. われわれは祖国の主権と領土を侵害し内政に干渉するアメリカ帝国主義者をかしらとするいっさいの外来侵略者を撤去させ、その手先のカイライたちを孤立させ、祖国の平和的統一のために献身する。
3. われわれは在日朝鮮同胞の居住、職業、財産および言論、出版、集会、結社、信仰などすべての民主的民族権益と自由を擁護する。
4. われわれは在日朝鮮同胞子弟に母国のことばと文字で民主民族教育を実施し、一般成人のなかに残っている植民地奴隸思想と封建的慣習を打破して文盲を退治し、民族文化の発展のために努力する。
5. われわれは共和国公民の榮譽を固守し、在日朝鮮同胞にたいする強制収容、強制追放に反対し、その犠牲者を救援するため努力する。
6. われわれは祖国と日本との経済文化の交流、通信、往来の自由および国交の正常化と、両国民の友好親善のために努力する。
7. われわれは侵略的軍事同盟と戦争に反対し、原子兵器、水素爆弾、細菌兵器などいっさいの大量殺戮兵器の製造および使用の禁止とその完全な撤廃を要求し、世界平和のため努力する。

8. われわれは互恵平等の友邦諸国人民および全世界の平和愛好人民との関係をいっそう強める。<sup>(4)</sup>

なお朝鮮総聯島根県本部の結成は昭和30年6月10日で、浜田市民会館で結成大会を開催し、議長鄭弼熙以下の役員を選任した。

<注>

- (1) 韓徳銖『主体的海外僑胞運動の思想と実践』p. 161.
- (2) 南日声明の政治的意義について、昭和30年3月11日の民戦第19回中央委員会における韓徳銖の「在日朝鮮人運動の路線転換について」は、次のように述べている。
  1. 南日外相の声明は、直接、共和国政府の声明として発表されたところに重大な意義がある。すなわち、それは、在日朝鮮同胞の正当な権利および權益を保護することについて、また在日朝鮮同胞の斗争に対する祖国の意思を共和国政府の政策として宣布したものである。
  2. 共和国政府は、この声明を発表することによって、日本の現政府が日本人民を代表していることを認めた。そして、その主権を尊重することについて共和国政府の立場を表明すると同時に、日本政府が在日朝鮮同胞の権利を尊重しなければならぬことを要求した。また、このような意思を表明することによって、在日朝鮮同胞の斗争方向と斗争形態に対して注意を喚起させた。すなわち、従来の在日朝鮮同胞の斗争は、自らの祖国の統一と独立のために闘う権利を固守し行使することではなく、これをむしろ抑制し、日本人民の権力斗争の先頭に立とうとした。そして、自らの祖国が課した斗争任務からは離脱していた。このような正しくない斗争方向と形態に対して注意を促したものである。
  3. 声明はまた、ただ朝鮮民主主義人民共和国のみが、在日朝鮮同胞の利益を代表しているということを明示した。このことは、在日朝鮮同胞に対する一切の責任を共和国政府以外のいかなる政府、または外国の社会团体にも委任しないということの意味する。
  4. 声明はまた、在日朝鮮同胞が朝鮮民主主義共和国公民であるという点と、在日朝鮮同胞を「少数民族」「特殊族」であるという侮辱的な表現で呼び待遇する分子に対して鉄槌をくだすと同時に、在日朝鮮同胞をして共和国公民としての荣誉と誇りと希望と勇気を持たせている（高峻石『在日朝鮮人革命運動史』p. 338.
- (3) 高峻石 前掲書 p. 302.
- (4) 韓徳銖 前掲書 p. 170.

<付記>

本稿は、昭和62年度文部省科学研究費補助金「日本海地域における在日朝鮮人問題の歴史的・経済的研究」（一般研究B・代表内藤正中）による。